

議 事 録

会議名称	令和6年度第1回いわき市男女共同参画審議会
開催日時	令和6年5月27日(月) 14:00~15:45
開催場所	いわき市文化センター 1階 大講義室
出席状況	<p>【委員】11人中9人出席</p> <p>≪出席≫飯田教郎、伊藤幸恵、小椋慶子、三戸花菜子、菅波香織、鈴木和也、鈴木英直、高田治樹、田中みわ子</p> <p>≪欠席≫遠藤和子、山田貴浩</p> <p>【男女共同参画推進アドバイザー】</p> <p>岡部貴敏(福島県男女共生センター事業課副課長)</p> <p>【事務局(説明者;いわき市市民協働部)】</p> <p>遠藤英子(部長)、本田功(次長兼総合調整担当)、男女共同・多文化共生センター</p> <p>金賀加容子(所長)、小林幸代(次長)、渡邊一弘(主任事業推進員)、下山田双(総括主査)長瀬和広(主査)</p>
議事	<p>(1) 第四次いわき市男女共同参画プラン位置付け事業の令和5年度実施状況について</p> <p>(2) 令和5年度男女共同・多文化共生センター事業の実施結果について</p> <p>(3) その他</p>
議事録の作成方法	<p>■要点記録方式(委員の了承を得ている)</p> <p><input type="checkbox"/>全文記録方式 <input type="checkbox"/>その他()</p>
議事録記載内容の確認方法	<p>■会議で選出された議事録署名人の確認を得ている</p> <p>議事録署名 _____</p> <p>_____</p> <p>■会議の議長(会長)の確認を得ている</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第四次いわき市男女共同参画プラン位置付け事業の令和5年度実施状況(総括) ・資料2 第四次いわき市男女共同参画プラン位置付け事業の令和5年度基本目標達成度 ・資料3 第四次いわき市男女共同参画プラン位置付け事業の令和5年度実施状況(詳細)

	・資料4 令和5年度男女共同・多文化共生センター事業の実施結果
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴人数	0人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1	<p><u>開会</u></p> <p>事務局から、委員1人の交代と1人の欠員の報告があった。 事務局職員7人の紹介があった。</p>
2	<p><u>いわき市男女共同参画審議会会長あいさつ</u></p> <p>田中会長からあいさつがあった。</p>
3	<p><u>いわき市男女共同参画推進アドバイザーあいさつ</u></p> <p>岡部アドバイザーからあいさつがあった。</p>
4	<p><u>会議の成立</u></p> <p>職員委員11人のうち9人が出席し、過半数に達していることから、「いわき市男女共同参画推進条例」第21条第2項の規定により、本会議は成立することの報告が事務局からあった。</p>
5	<p><u>議事</u></p> <p>「いわき市男女共同参画推進条例」第21条第1項の規定により、田中会長が議長となった。</p> <p>議事に入る前に、傍聴人が0人であることの報告があった。 議事録署名人について、名簿順により、小椋委員と三戸委員に決定となった。</p> <p>事務局から、資料1～4を用い議事(1)～(2)について説明があった。 資料のとおり了承され、次のとおり質疑応答があった。</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害への取組は着実に進んでいるなということを感じているが、いわき市での児童虐待や、セクハラ、パワハラ的事案が非常に多く、当事者の意識変容になかなか繋がってない。 また、学校現場においても、いまだに人権侵害がある。 そのため、もう一步踏み込んだ事業ができないか。 ・ こども基本法もできたところなので、この男女共同参画の事業に関しても子どもたちの力も借りながら環境づくりをできないか。

【事務局】

- ・ ハラスメントなどに対する人権意識が高まっている一方で、気づかない方たちがたくさんいることを認識している。啓発について検討していく。
- ・ 子どもたちの関与について、国の動向を見極めながら、担当課と連携し、プランの見直しにあたり、関わり方を検討していく。

【委員】

- ・ 意識醸成の事業について、経年でしっかりと調査を行い、意識の変化を見ながら事業を実施すべきでないか。
- ・ 2番の「市職員自身の男女共同参画を推進するための啓発」、46番の「女性消防クラブ・防災に関する女性リーダーの育成」、61番の「特別保育対策等の充実（乳児、延長、休日保育等）」について、達成度の判断理由を詳しく示してほしい。
- ・ 「女性活躍推進セミナー」の事業が、7番、38番、48番、54番にあるが、同一の事業なのか。また、効果を判断するうえで、性別ごとの参加者の内訳が必要ではないか。

【委員】

- ・ 「女性活躍推進セミナー」については、周知の方法や日時の設定を考える必要があるのではないか。

【議長】

- ・ 達成度などについて、判断の具体的な内容の記載について、取り組んでいただきたい。

【事務局】

- ・ 第四次プランの策定にあたり、令和元年度にアンケート調査を実施した。令和9年度から始まる第五次プランの策定にあっても、市民アンケートや企業アンケートを実施することとしており、経年変化を捉え、施策に反映させていく。毎年、アンケート等を行うことについては、難しい。
- ・ 達成度の判断理由については、わかりやすい内容とするよう検討する。
- ・ 「女性活躍推進セミナー」については、全て同一事業であるが、本事業が各々の目的と重なっている。また、性別ごとの参加者について表記を検討する。

【委員】

- ・ 2番の「市職員自身の男女共同参画を推進するための啓発」と3番の「男女共同参画を推進するための研修の実施」について、人権が尊重されるまちづくりをしていくにあたって市職員に知っていただくことはすごく重要であるが、新規採用職員研修の時間が30分程度なので、もう少し時間が必要ではないか。
また、管理職向けに育児休業等の取得促進に向けたウェビナーを行っているが、職場の心理的安全性を高めるため、アンコンシャスバイアスなどの研修も行って

欲しい。

- ・ 21 番の「多様性に対する理解促進に向けた啓発活動の実施」について、学校現場での啓発も重要であることから、多くの学校に何回も行けるような体制づくりを行って欲しい。
- ・ 44 番の「地域防災計画の見直しにあたっての多様な視点の反映」に関連して、能登半島地震でも課題となった、性的マイノリティの方々に対する配慮について、研修会の実施などを行って欲しい。

【事務局】

- ・ 新規採用職員研修については、市職員として必要な 30 弱のテーマの講義を行うので、時間は短くなるが、資料を後で読んでもらうようにしている。
また、管理職研修については、話しやすい職場環境づくりなどの研修も増えてきており、新たな研修についても、担当課に伝える。
- ・ 学校現場における啓発については、職員の方たちも勉強の必要性の認識が出てきており、やり方などについて検討していく。
- ・ 防災に関しては、今年度、女性や外国人を対象とした防災訓練を行う予定であり、今後、性的マイノリティの方などを対象としていくことを関係課と協議しながら検討していきたい。

【アドバイザー】

- ・ 教職員対象の県男女共生センター事業「未来館次世代スクールプロジェクト」についてご紹介したい。男女共同参画やセクシュアルマイノリティ理解等のテーマで学校へ出前講座をしている。いわき市内の小中学校、高校にも行っている。
- ・ 市の教職員に対する男女共同参画の研修の中で、ジェンダーへの気づきの中身が入っているといいのではないかな。
- ・ 達成度について、検証や成果が共有できるようにするといいいのではないかな。

【議長】

- ・ 16 番の「教職員に対する研修の実施」について、道徳教育は広いのでテーマなどを詳しく記載してほしい。

【委員】

- ・ 児童虐待、ヤングケアラーの問題が要注意だと認識している。
- ・ 児童生徒に対する人権についても、人権擁護委員の出前講座を活用するなどを入れて取り組んでいる。

【委員】

- ・ 男女共同参画の日の事業の川柳・写真について、参加者の年齢はどのようになっているのか。
- ・ 本事業が意識変容や行動変容にどのように繋がっているのか。また、募集時に

前提条件などを提供しているのか。

【事務局】

- ・ 川柳と写真コンテストについては、小学生、中学生、高校生、大学生・一般の4つの部があり、主に夏休み期間に募集しているが、男女共同参画に関する川柳としかしてなく、具体的な条件や例は示していない。

近年、川柳はジェンダーに関する内容の応募が増えてきている。

写真に関しては、応募件数が少ないこと、お父さんが家事をしている写真がほとんどで、逆に男女共同参画のイメージが固定されてしまう懸念があることから、今年度から実施しないこととした。

【委員】

- ・ 人権啓発について、人権の花運動がどのくらい効果的があるのか、他の自治体では人権の花運動の予算を学校への出張授業に充てているという話を聞いたことがあるので、別の方法があるのではないか。
- ・ 男女共同参画の日の表彰式後の講演会について、表彰式に出席されたお子さんと保護者が講演会前に帰られる方が多いので、もっと若い人たちに聴いてもらえる内容にしてはどうか。

【事務局】

- ・ 人権に関する国からの委託事業は、人権の花運動と人権啓発事業と分れている。人権の花運動については、全国で展開している国の事業であり、国から実施を依頼されており例年行う必要がある。
- ・ 男女共同参画の日の講演会については、参加の強制は難しいので、お願いをするしかないと考えている。

【委員】

- ・ 人権の花運動のプランターに、人権の花運動のシールが貼られており、生徒の質問に先生が答えたり、来訪者にも説明したりしている。小学生の頃に、人権という言葉に触れることも重要である。

【議長】

- ・ 川柳について、応募した方々の行動変容や意識変容が見られた例はあるのか。

【事務局】

- ・ 具体的な例は、ない。

【アドバイザー】

- ・ 川柳などの啓発事業は、より多くの方に人権や男女共同参画について知ってもらう入口となり、それを実施していけば、効果がある事業に変わっていくと考え

ている。

【委員】

- ・ 行動変容というものを実際に起こそうとするのはかなり難しく、男女共同参画という言葉を広げ、潜在的な意識というところに植えつけていく。意識が変わることによって行動が変わってくるということは有り得る。

川柳は、行動変容ではなく、啓蒙活動という観点に立ったときに、事業実施の意味がある。

【委員】

- ・ 川柳の応募とアンケートとセットという形にして、子どもたちがどのくらい理解しているのかを捉えることもいいのではないか。

講演会で聞きたいことをアンケートするのもいいのではないか。

【事務局】

- ・ アンケート実施について、検討する。

※ 岡部アドバイザーから、パートナーシップ制度について、県内市町村や福島県の実施状況について、報告があった。

6 閉会